

# 同志社大学政法会弔意規程

(目的)

第1条 同志社大学政法会弔意規程（以下、本規程という。）は、同志社大学政法会役員等の弔意に関する事項について定める。

(弔電対象者)

第2条 次の各号に定める者が死亡したときは、会長名で弔電により弔意を表するものとする。

- (1)現職役員（会長・副会長・常務委員・委員・監事・顧問）
- (2)会長・副会長・常務委員・顧問を退任した者
- (3)地域支部長又はその経験者
- (4)法学部教員で政法会活動に多大な貢献のあった者
- (5)同志社校友会会長及び学部別同窓会会長又は理事長で在任中の者

(届出)

第3条 前条各号に定める者が死亡したときは、遺族、政法会会員、政法会役員等の死亡の届出を待って弔意を表すものとする。

2 届出期間は、死亡した日から翌月の応当日までとする。ただし、応当日がない場合は翌月の末日までとする。

3 届出は、電話・メール・FAX で政法会事務局宛（事務局閉室の場合は、総務委員長）に行うものとする。

4 前項の届出には、政法会所定の死亡届（様式A）を添えなければならない。

(金額)

第4条 弔電の金額は、千五百円程度とする。

(会報掲載)

第5条 第2条第1号から第4号に定める弔電対象者については、追悼文を会報に掲載することが出来る。この場合、第3条第2項に定める期間を超えて届出が行われた場合でも、会報への追悼文の掲載は行うものとする。

2 前項に定める追悼文の執筆者については、同志社大学政法会追悼文執筆者に関する細則で定める。なお、やむを得ない理由により執筆者が見当たらない場合には、本条第3項の例によるものとする。

3 政法会の会員（第2条第1号から第4号に定める者を除く。）に対する弔意は、会報のお悔み欄に氏名、逝去日などを掲載することにより表すものとする。

- 4 前項に定める会員には、正会員・特別会員・名誉会員全てを含める。
- 5 第3項の弔意は、遺族、政法会会員、政法会役員等から死亡の届出があった者について行うものとする。この場合、第3条第4項に定める政法会所定の死亡届は不要とする。

(弔意金)

第6条 政法会は、いかなる理由があろうとも一切弔慰金は支払わないものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

- 附則
1. 本規程は、2020年12月5日から施行する。
  2. 本規程の施行に伴い、2015年12月12日に常務委員会で議決された『同志社大学政法会弔意にかかる申し合わせ』は、効力を失うものとする。

(様式 A)

年 月 日

同志社大学政法会会長 殿

届出人

## 死 亡 届

この度、同志社大学政法会会員の下記の者が死亡しましたのでお届けいたします。

(1)死亡年月日 年 月 日

(2)死亡した会員の氏名

(3)死亡した者の住所及び電話番号

(4)届出人と本人との続柄

(5)政法会の役員履歴の有無

(6)お通夜・告別式の日時 年 月 日

(7)葬儀場の名称・住所・電話番号

(8)喪主の氏名と本人との続柄

(9)喪主の住所・電話番号

(10)その他

注 1 : (5)の政法会の役員履歴がある方につきましては、具体的にご記入をお願いします。

注 2 : (9)のその他欄には、政法会に是非知らせておきたい事項があればご記入ください。

注 3 : 上記項目で不明の箇所は省略することができます。

【記入例】

(様式A)

〇〇年〇〇月〇〇日

同志社大学政法会会長 殿

届出人 ○ ○ ○ ○

## 死 亡 届

この度、同志社大学政法会会員の下記の者が死亡しましたのでお届けいたします。

- (1)死亡年月日 〇〇 年〇〇 月〇〇 日
- (2)死亡した会員の氏名 政 法 太 郎
- (3)死亡した者の住所及び電話番号  
京都市上京区相国寺門前町 075-X X X - X X X X
- (4)届出人と本人との続柄 実父
- (5)政法会の役員履歴の有無 元常務委員
- (6)お通夜・告別式の日時 〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時から
- (7)葬儀場の名称・住所・電話番号
- (8)喪主の氏名と本人との続柄 政 法 二 郎 長男
- (9)喪主の住所・電話番号
- (10)その他

注1：(5)の政法会の役員履歴がある方につきましては、具体的にご記入をお願いします。

注2：(9)のその他欄には、政法会に是非知らせておきたい事項があればご記入ください。

注3：上記項目で不明の箇所は省略することができます。